

第2次大戦期の朝鮮人徴用工の被害について日本企業に賠償を命じた韓国大法院（最高裁）の判決をめぐる波紋が収まらない。安倍首相や河野外相は過激な表現で非難を続けている。安倍首相は、そもそも戦時の朝鮮人の労務動員に「強制」はなかったとして、すでに幾重にも論証されたファクトに悖る発言さえしている。請求権協定によって個人の請求権までも消滅していないというのも、日本政府自身が確認してきたことである。歴史修正主義に基づくそういう歪んだ事実認識は論外であるにしても、韓国の現政府や市民社会のこの間の対応も不可解であった。大法院が差し戻し判決という形で賠償を認めたのは2012年であり、その時点でこの種の判決が出ることは予測しえたはずなのである。いわゆる「司法壟断」（朴槿恵政権と大法院の癒着と取引）によって判決が引き延ばされた経緯があるにせよ、この間、当時の野党（現与党）からも市民社会からもほとんど批判の声や問題解決の方向が示されていない。問題の根はもとより、日本の政治社会の植民地主義の根深さにあるが、歴史問題をめぐる韓国の政治社会の在り方も検証が求められていると言わざるを得ない。

こうして歴史が問われる中で、河合論潮では、歴史認識の問題が、徐京植の内田樹批判に発する広い視野の円熟した書きぶりでも正面から論じていて注目される。岡野内論文では21世紀初頭における国民国家空洞化の実相をこの間の研究潮流を踏まえて明らかにしようとする本格的な論考で次号の<下>での展開も期待される。小波津論文は、研究会の報告では、いくつかの課題の指摘もあったが、ペルー人第2世代に関する先駆的な研究として評価を受けた。金論文は、在米韓国人社会の大韓帝国皇帝の位置づけの変化に近代朝鮮におけるネイション形成過程の分岐をみようとするユニークな論考である。小波津・金の両氏には当研究所の新会員として今後の研究に大いに期待したい。

(2018/10/25 文 京洙)

アジア・アフリカ研究

2018年 第58巻 第4号（通巻430号）

2018年10月25日発行 機関購読料：年間15,000円

編集・発行人 文 京 洙

発行所 特定非営利活動法人
アジア・アフリカ研究所

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-17-10

Tel&Fax: 03 (3946) 1479

E-mail: aaken@bz01.plala.or.jp

URL: <http://www.aaij.or.jp/>

印刷所 三和印刷(株)
長野県長野市川中島町1822-1

本誌上で各論考の著者がその責任において述べた意見は、特定非営利活動法人（NPO法人）アジア・アフリカ研究所としての見解を表すものではありません。

The articles in *Quarterly Bulletin of Third World Studies* do not represent the views of The NPO Corporation Afro-Asian Institute of Japan (AAIJ). Responsibility for opinions expressed in them rests with their authors.